

立科町土地開発公社分譲地仲介報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立科町土地開発公社（以下「公社」という。）が所有する分譲地の販売を促進するため、同分譲地の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）を公社に紹介した事業者（以下「紹介事業者」という。）に対し、仲介報奨金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(紹介の要件)

第2条 紹介とは紹介事業者が立科町土地開発公社分譲地仲介報奨金紹介申込書（様式第1号）を提出することをいう。

また、同分譲地について、購入希望者と売買契約が成立し、分譲土地代金が全額支払われ、所有権移転登記の完了した時点を「紹介が完了した」という。

(交付対象者)

第3条 仲介報奨金の交付対象者は、分譲地の購入希望者を紹介した立科町内に事務所を有する宅地建物取引業免許を有する事業者とする。

(仲介報奨金の交付額)

第4条 仲介報奨金の交付額は、分譲地1区画につき10万円とする。

(交付申請時期)

第5条 仲介報奨金の交付申請は紹介が完了したところで行う。

(交付申請)

第6条 紹介が完了したところで、速やかに紹介事業者は立科町土地開発公社分譲地仲介報奨金交付申請書（様式第2号）を公社へ提出するものとする。

(交付決定)

第7条 理事長は前条の規定により申請書が提出された場合、これを審査し適当と認めるときは、紹介事業者に対し立科町土地開発公社分譲地仲介報奨金交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 理事長は、前条に規定する申請書の記載事項に不備があった場合、又は第2条に規定する要件が成立しなかった場合については、紹介事業者に対し立科町土地開発公社分譲地仲介報奨金交付申請却下通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(仲介報奨金の交付)

第8条 紹介者は前条の交付決定を受けた場合、立科町土地開発公社分譲地仲介報奨金交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。

2 理事長は、前項の請求書に基づき、仲介報奨金を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。